

# **困りごと、争いごとを調停で解決しませんか！**

## **電話で手続案内を受けることができます！**

お隣との土地の境界がはっきりしない、隣の家からの落雪による家屋の修理代を相手が弁償してくれない、貸したお金を返してくれない、売買代金を払ってくれない、敷金を返してくれない、給料を払ってくれないなどの民事上の紛争や困りごとを、相手との話し合いで解決する手続が民事調停です。また、夫婦間の離婚、家族の生活費、養育費、面会交流をめぐる争いがある、遺産をめぐる相続人間で話し合いがつかないなどの家庭をめぐるトラブルを話し合いで解決する手続が家事調停です。

### **《調停のポイント》**

<b>1 手続が簡単</b>	特別な法律知識がなくても大丈夫。本人が手続を行えます。定型的な申立用紙は、窓口に備え付けていますし、裁判所のウェブサイトからも書式をダウンロードできます（「裁判所 民事調停」又は「裁判所 家事調停」で検索）。
<b>2 柔軟な解決ができる</b>	双方が納得するまで話し合うことが基本なので、実情に合った柔軟な解決を目指します。
<b>3 申立手数料などの費用が安い</b>	民事調停の申立手数料は、裁判の半額。例えば、10万円の請求の場合、手数料は500円です。 家事調停の申立手数料は、基本的に1,200円です。 納める郵便切手は、民事調停は数百円程度、家事調停は千円程度です。
<b>4 秘密が守られる</b>	調停は非公開です。他人に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。
<b>5 早く解決できる</b>	裁判官と調停委員が話し合いの仲立ちをして、ポイントを絞った話し合いをします。解決までの時間は比較的短くて済みます。
<b>6 専門家の調停委員がいる</b>	調停委員には、医師、税理士、建築士、不動産鑑定士、弁護士などの専門家も選ばれており、専門的な問題にも対応できます。
<b>7 遠隔地の裁判所の調停でも、お近くの裁判所で手続可能！</b>	遠くの裁判所に申立てをしたり、呼出しを受けても、お近くの裁判所の電話会議システム（函館、江差はテレビ会議システムを利用できる場合もあります。）を利用して調停手続を行うことができるので便利です。 ※ただし、相手の方が調停に応じないと、話し合いができずに調停手続が終了します。

**詳しくは、お近くの裁判所にお気軽に電話でお尋ねください。**

函館簡易裁判所（Tel：0138-38-2340）・函館家庭裁判所（Tel：0138-38-2350）